

杉戸町産後ケア事業業務委託仕様書

1. 本事業の趣旨

妊娠から出産、子育てに至るまでの切れ目ない支援を行うため、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、母子に対する心身のケア及び育児のサポート等を行う杉戸町産後ケア事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、宿泊型による支援(以下「宿泊型」という。)、日帰り型による支援(以下「デイサービス(通所)型」という。)または、訪問型による支援(以下「アウトリーチ(訪問)型」という。)による支援を実施する。

2. 利用対象者

町内に住所を有する産後1年未満の女子及び乳児のうち、産後ケアを必要とする者とする。ただし、対象月齢は受託者の受入れ可能月齢とし、以下に該当する者は除く。

- (1) 母子のいずれかが感染性疾患(麻しん、風しん、インフルエンザ等)に罹患しているとき。
- (2) 母子のいずれかに入院加療の必要があるとき。
- (3) 母親に心身の不調又は疾患があり、医療的介入の必要があるとき(医師により本事業において対応が可能であると判断された場合を除く。)

3. 利用回数

1回の出産につき、宿泊型、デイサービス(通所)型及びアウトリーチ(訪問)型を合算して7回を限度とする。ただし、町が必要と認めた場合は、その期間を延長することができる。

4. 業務時間帯

下記の実施時間等を基本とし、入所及び退所時間について、事業者は利用者の希望を踏まえた上で決定する。なお、利用者の都合等により実施時間を短縮した場合であっても、受託者は利用者から予約時に決定した実施時間分の利用者自己負担額を徴収し、本町へ委託料の請求を行うことができる。ただし、やむを得ない場合を除き、事業所側の都合によりサービス提供時間が短縮された際は、委託料を支払わない場合がある。

区分	実施時間等
宿泊型	原則 0 時から 24 時までの利用を1回とし、利用の初日及び最終日はそれぞれ1回とみなす。食事の提供及び次項(5)①～⑤のサービスを提供する。
デイサービス(通所)型	原則 1 回あたり 6 時間以上の利用とする。次項(5)①～⑤と、サービス提供時間に食事時間等を含む場合は食事の提供をする。
アウトリーチ(訪問)型	原則 1 回あたり 2 時間以内の利用とする。次項(5)①～⑤のサービスを提供する。

5. 業務内容・提供方法

- (1) 杉戸町(以下「町」という。)が利用決定した母子に対するサービスの提供
- (2) 利用対象者との日程及び利用時間の上限を超えない範囲でのサービス内容についての調整
- (3) サービス提供予定日決定後、町へ報告
- (4) サービス提供開始前の説明及び必要な調整等
- (5) 次に定めるサービスの提供
 - ① 母親の健康管理や生活面の指導
 - ② 乳房ケアや授乳方法の指導

- ③ 乳児の沐浴、発達・発育のチェック、体重・排泄のチェック、スキンケアなどの育児方法の指導
- ④ 育児相談
- ⑤ その他必要とする保健指導・相談

※サービス内容の詳細については、別紙1に定めるとおりとする。

- (6) 利用者への食事の提供(宿泊型及びデイサービス(通所)型)
- (7) 町への利用報告及び委託料の請求

6. 報告及び記録について

- (1) 受託者は、「別紙1サービス内容の詳細」にある必要な項目について実施状況等の記録を整備し、サービス提供終了後5年間保存する。
- (2) アウトリーチ(訪問)型の受託者は訪問の都度、「別紙2 産後ケア事業利用確認書」に必要事項を記録し、利用者に確認印を押印してもらうこと。
- (3) 受託者は、町から求められた場合、前項の記録、その他、関係書類を町に提出するものとする。
- (4) 受託者は、「杉戸町産後ケア事業指導連絡票(様式第4号)」を作成し、町に提出すること。
- (5) 受託者は、利用者の育児不安の増強や状況の著明な変化などがあった場合には速やかに町に報告する。
- (6) 受託者は、事故等が発生した場合には、「杉戸町産後ケア事業実施における安全管理マニュアル」に沿って報告書を作成し、速やかに町に報告する。

7. 費用等について

- (1) 本事業の実施にあたって受託者が受け取る委託料は、別表に掲げるとおりとする。
- (2) 受託者は、前項の利用料のうち、別表に掲げる利用者負担額をサービスの提供終了時に利用者から徴収するものとする。
- (3) 受託者が委託料として町に請求する額は、(1)に定める利用料から(2)に定める利用者負担額を控除した額とする。
- (4) 受託者は、利用者から食費その他実費相当額を徴収することができる。この場合において受託者は、あらかじめ利用者にその旨を説明し、承諾を得なければならない。ただし、実費徴収にかかる一切について、町は関与しない。
- (5) 利用者の都合により利用の日程を変更、又は中止となった場合、受託者は、利用者からキャンセル料の支払を求めることができる。この場合において受託者は、あらかじめ利用者にその旨を説明し、承諾を得なければならない。キャンセル料が発生する期日は、受託者が定めた期日とする。ただし、キャンセル料にかかる一切について、町は関与しない。
- (6) (4)(5)に係る実費徴収額について、町から利用者に周知するため契約時、町に実費徴収額を提示する。また、年度内での変更(特に増額する場合)は利用者の混乱を招くため差し控える。やむを得ず、変更を要する場合は町へ事前に相談する。
- (7) 受託者の都合によりサービス提供がキャンセルされた場合、受託者は利用者へ自己負担額をはじめ、食費その他実費及びキャンセル料を請求しない。

8. 委託料の請求

受託者は、事業を実施した月の翌月10日までに下記の書類を町に提出すること。ただし、同一の利用者が月をまたいで利用する場合であっても、利用者ごとではなく実施した月ごとに請求書を提出するものとする。

- (1) 様式第4号 杉戸町産後ケア事業指導連絡票
- (2) 様式第5号 杉戸町産後ケア事業委託料請求書
- (3) 別紙2 産後ケア事業利用確認書(アウトリーチ(訪問)型)

9. 委託料の支払い

委託料の支払いに関しては予算の範囲内で行うものとする。

10. 留意事項

- (1) 「別紙1 サービス内容の詳細」で示したサービスを適切に提供すること。
- (2) 受託者は、心身の健康に留意し、感染症に罹患しているときは業務に当たらないこと。
- (3) 受託者は、感染予防のため清潔な衣類を着用し、手洗いの励行等に十分留意し、感染を防止する。
- (4) 受託者は、常に町と連絡調整を行い適切な報告と連携を保つこと。
- (5) 受託者は、契約内容に変更が生じた場合は速やかに町に申し出ること。
- (6) 受託者は、本仕様書によるほか、杉戸町産後ケア事業実施要綱(平成30年杉戸町告示第188号)、杉戸町産後ケア事業実施における安全管理マニュアル、産後ケア事業ガイドライン(令和7年3月こども家庭庁)、杉戸町標準委託契約約款 別記「個人情報取扱特記事項」他、関係法令等を遵守すること。
- (7) 受託者は業務実施中における事故等に備え、本事業に係る損害保険等の保険に加入していること。また、従事者は労働安全衛生法に基づき、年1回以上の定期健康診断を受け、健康管理に努めること。
- (8) 受託者は母子の安全(窒息や転倒・転落等)について安全管理マニュアルを策定し、杉戸町と内容を確認・共有すること。

11. その他

特に疑義が生じた場合は、その都度双方協議のうえ決定する。

別表

【宿泊型】

種 別		利用料	左記利用料の内訳	
			利用者負担額	町委託料
住民税課税世帯	1日当たり	27,000円	5,400円	21,600円
	多胎児による加算額	3,240円	648円	2,592円
住民税非課税世帯	1日当たり	27,000円	2,700円	24,300円
	多胎児による加算額	3,240円	無料	3,240円
生活保護受給世帯	1日当たり	27,000円	無料	27,000円
	多胎児による加算額	3,240円		3,240円

【デイサービス(通所)型】

種 別		利用料	左記利用料の内訳	
			利用者負担額	町委託料
住民税課税世帯	1日当たり	15,000円	3,000円	12,000円
	多胎児による加算額	1,000円	200円	800円
住民税非課税世帯	1日当たり	15,000円	1,500円	13,500円
	多胎児による加算額	1,000円	無料	1,000円
生活保護受給世帯	1日当たり	15,000円	無料	15,000円
	多胎児による加算額	1,000円		1,000円

【アウトリーチ(訪問)型】

種 別		利用料	左記利用料の内訳	
			利用者負担額	町委託料
住民税課税世帯	初回	7,000円	1,400円	5,600円
	2回目以降	5,000円	1,000円	4,000円
住民税非課税世帯	初回	7,000円	700円	6,300円
	2回目以降	5,000円	500円	4,500円
生活保護受給世帯	初回	7,000円	0円	7,000円
	2回目以降	5,000円		5,000円